

○生活交通確保対策事業「生活交通タクシー補助（おばくる）」

利用者が減少した路線バスの再編を進めております。

令和3年度～牛房野線（和合、田沢、牛房野）、令和4年度～五十沢線（五十沢、横内）、

令和5年度～細野線（細野、畑沢、荒町）、原田線（上原田、下原田、玉野原、東原、袖原）で開始。

令和8年度～対象地区の拡充（荻袋開拓、大海平、西野々）で開始。【交通空白地解消】

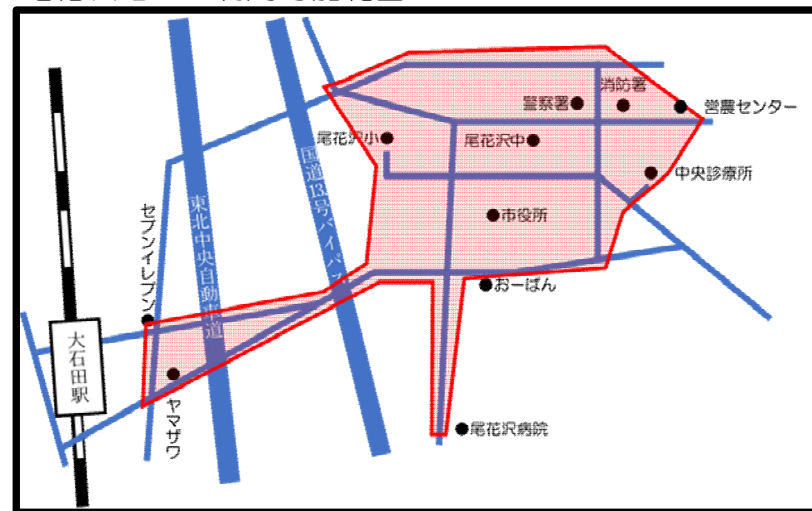
【タクシー補助のイメージ】（尾花沢地区から帰る場合も同様です）



市内タクシー業者へ配車依頼を行う。**証明書**を提示してください。



尾花沢地区 利用可能範囲



《運行概要》

【運行開始】 令和3年4月1日

【運行日】 月～土（日祝は運休） ※R8年度～土曜も運行

【運行時間】 午前8時から午後6時まで

【対象範囲】 対象地区 ⇄ 尾花沢地区中心部（地図範囲内）

【利用料金】 1台当たり **600円**

※タクシー券との併用により実質的に **100円**での利用が可能

「おばくる」利用可能タクシー事業者
市内タクシー事業者
（株）尾花沢タクシー
電話:23-2525

○生活交通確保対策事業「生活交通タクシー補助（おぼくる）」

一般の方

【対象】 ≪対象地区≫ ↔ ≪尾花沢中心部≫

で市内タクシー会社（尾花沢タクシー）を利用した場合

【料金】 1台 600円（友人・家族など一同集まって乗れば複数人でも600円）

- ・市外タクシー業者を利用した場合は対象外になります。
- ・出発地・到着地が尾花沢中心部以外の場合は対象外になり、中心部からその地点までの料金が発生いたします。
- ・途中下車・寄り道・タクシーを店舗前で待機させておくなどは出来ません。

「おもいやりタクシー券」・「福祉タクシー券」をお持ちの方

尾花沢市が行っている他のタクシー補助と併用が可能です。

- ・おもいやりタクシー券：65歳以上（R3年度から※）が対象のタクシー補助券（1枚500円）
- ・福祉タクシー券：一定の障がいがある方が対象（1枚500円）

【料金】 タクシー券1枚（500円）＋100円

タクシー券が無くなったら一般の方と同様（600円）で利用できます。